平成２４年（フ）第３９６号
岡山市南区三浜町１丁目15番１号
債務者　川手　美香
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９７号
岡山市北区今３丁目20番17号メゾン・ド・今505号室
債務者　喜多　章人
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９８号
岡山市北区今３丁目20番17号メゾン・ド・今505号室
債務者　喜多真由美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
熊本県阿蘇市黒川1678番地２
債務者　後藤　恭一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前11時15分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１１０３０号
東京都足立区六月１丁目28―８―202
債務者　北嶋　正治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３１号
東京都葛飾区亀有１丁目10―11―305
債務者　岩澤　義昭
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３２号
東京都葛飾区亀有１丁目10―11―305
債務者　岩澤　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７６号
東京都北区滝野川５丁目27―14―201
債務者　須郷　　弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９７号
静岡市葵区長沼２丁目５番９号　ア・ムール202号
債務者　海野　陽司
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１６号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ２―101号
平井洋子方、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ２―102号
債務者　鈴木　明男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９１号
栃木県宇都宮市瑞穂３丁目13番地４
債務者　金子　智子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６０４号
福岡市博多区東比恵２丁目20番25号
破産者　株式会社ザイジデン
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県夷隅郡御宿町浜2143番地２　クアライフ御宿404
破産者　江川まゆみ
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４９２２号
東京都豊島区長崎４丁目36―13
破産者　溝呂木知明
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７１７号
埼玉県行田市大字長野1396番地４
破産者　有限会社ケイ・エフ・エス
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７１８号
埼玉県日高市大字原宿469―30
破産者　近野　正司
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７２０号
埼玉県日高市大字原宿469―30
破産者　近野マツヱ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０７号
神奈川県座間市小松原２丁目29―８
破産者　宮田　幸一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部